

相模原市意見表明等支援事業受託団体評価基準

本プロポーザルは、次の3つの評価項目の合計点（100点満点）により、評価を行う。

10点：特に優れている 8点：優れている 5点：適切である 2点：不十分である 0点：妥当でない

評価項目・視点		配点
1. 子どもの権利擁護に関する理解と実績（20点満点）		
(1) 子どもの権利擁護に関する理解 社会的養護のもとで生活する児童等の状況や背景、本事業における受託者の役割を理解しているか。		10点
(2) 子どもの権利擁護に関する実績と安定性 本事業を実施するために十分な実績があるか。また、安定した事業の実施を期待できるか。		10点
2. 事業の実施内容（50点満点）		
(1) 意見表明等支援員の派遣 子どもとの交流、意見形成・表明支援を行うための知識と技術を備えた意見表明等支援員を確保し、定期的に施設等へ派遣できるか。		10点
(2) 子どもの意見形成・表明支援の手法 子どもが安心して意見を表明できる方法になっているか。		10点
(3) 表明された意見への対応 子どもが表明した意見への対応が適切な方法になっているか。		10点
(4) スーパーバイザーの配置 専門性の高い、豊富な経験を有するスーパーバイザーを配置し、意見表明等支援員が助言や指導を受けられる体制を整えることができるか。		10点
(5) 普及啓発活動の実施 子どもの権利や権利擁護の重要性について、施設職員等に向けた研修の実施やパンフレットの配布など、効果的な啓発活動を行うことができるか。		10点
3. 事務局の運営体制（30点満点）		
(1) 適正な職員配置 事業を円滑に実施するため、対応記録等の作成や関係機関との調整等に必要な職員体制を整えることができるか。		10点
(2) 緊急時の対応等 利用者の安全が確保されるよう、緊急時の連絡体制やマニュアル等が整備されているか。		10点
(3) 個人情報の管理 個人情報の取扱いに関する考え方を理解しており、個人情報を適切に管理できる体制が整っているか。		10点
合計100点満点		